健康保険の納税通知書を世帯主

7月4日に平成19年度の国民

の方へお送りします。

【口座振替をご利用下さい】

8月中旬にお送りします。

収入金額から控除される公的年金り、65歳以上の方の公的年金等の

等控除額が縮小されました。

そのことによる国民健康保険税

険料

それらを反映した納税通知

保険税のお支払いは便利な口座

国民健康保険税は、医療分と40

別表1 平成19年度税率等

	課税の対象	医療分税率等	介護分税率等
所得割額	平成18年中の総所得金額等から基礎控除33万円を差 し引いた金額	5 .00%	1 .05%
均等割額	加入者1人当たり(年間)	2万3 <i>4</i> 00円	7 500円
平等割額	一世帯当たり(年間)	1万2,000円	3 ,000円
課税限度額(~ の合計額が右の額を超えた時)	53万円	8 万円

市の業務のお問い合わせは、**町田市コールセンター ②042・724・5656**

所得割額の計算は国民健康保険に加入している人の前年(1月~12月)中の所得を確認して課税計算します。

別表1-2 保険税の計算例

加入世帯の状況

子の3人(夫は介護保険第2号被保険者に該当)

249万円 (夫の給与所得187万円 妻のアルバイト所得62万円 マけ無所得 \

题所等金额等-249分门(大切和与所得107万元、安切2770771下所得02万元、于18無所符)					
所得割額	介護分の課税対象額 (介護該当者の総所得金額等) (: 154万円 : 29万円 計183万円 基礎控除) 33万円) = 154万円			
	医療分(A)	介護分(B)			
	183万円×5%=9万1,500円	154万円×1.05% = 1万6,170円			
均等割額	2万3 /400円×3人=7万200円	7 500円×1人=7 500円			
平等割額	一世帯につき = 1万2,000円	一世帯につき = 3,000円			
小計(~ の合 計金額)100円未満 切捨て	17万3 ,700円(A)	2万6,600円(B)			
国民健康保険税額 医療分(A) + 介護分(B) = 20万300円					

一定所得以下の世帯の保険税 (均等割額と平等割額の軽減割合) 別表 2

	区分	軽減割合
サギナト他の加入者の立は19年	33万円以下の世帯	6割
世帯主と他の加入者の平成18年 中の総所得等の合計額	33万円 + (24万5 ,000円×世帯主以外の加入者人数) 以下の世帯	4割

均等割額と平等割額が6割の軽減となる保険税の計算例 別表2 - 2

加入世帯の状況

加入者人数 = 1人 -人世帯で、介護保険第2号被保険者に該当)

総所得金額等 = 0円

所得割額	医療分 (A)	介護分 (B)			
7/1 待刮稅	0円	0 円			
均等割額	2万3 400円×1人=2万3 400円 6割軽減後 9 ,360円	7 500円×1人=7 500円 6 割軽減後 3 ,000円			
平等割額	一世帯につき = 1万2,000円 6割軽減後 4,800円	一世帯につき = 3,000円 6割軽減後 1,200円			
小計(~ の合 計金額)100円未 満切捨て	1 万4 ,100円 (A)	4 200円 (B)			
国民健	康保険税額 医療分 (A) + 介語	雙分 (B) = 1万8,300円			

平成18年中の所得が33万円を超える人と前年の所得を申告していない人は減額の対象にはなりません。

ので、 不要ですが、 から差し引かれて納付されます。 している方は、年金保険者からの 介護保険料が記載されています 納付に際しての特別な手続きは |知に基づいて、あらかじめ年金 障害年金を年額18万円以上受給 65歳以上で、老齢・退職・遺族 天引き額と併せてご確 今回の通知に今年度 認下

介護保険料の納め方

7段階に設定しています (= 状況等に応じて、基準額をもとに

保険料は、

65歳以上の方 (第一号被保険者) 介護保険料額 今年度の市民税課税

(表1) 介護保険の財源

保険給付 (居宅)	国 20 82%	1:	都 2 50%	市 % 12 50%		市 第 2 号被保険者 12 50% 31 00%		第	1 号被保険者 23 .18%
保険給付 (施設)	15 82%	17 !	50%	12 5	50%	31 00%		% 23 .18%	
介護予防 事業	25 Ω0	%	12 50	% 12 50% 31 D0%		1 00%	19 00%		
包括的支援· 任意事業	4	40 50%		2	0 25%	20 25%		19 Ω0%	

年金からの天引きによる

納付

(特別徴収)

(表2) 平成18~20年度 介護保険料

年額保険料は、月額基準額4,700円に保険料率を乗じ、12か月分にしたものです(100円 未満の端数切捨て)。

平成17年度の税制改正で、老年者の非課税措置が廃止されたこと等により、 介護保険料 の段階が第4・5段階に上昇する方 料が軽減されます(激変緩和措置) 平成18・19年度の介護保険

段階	要件	保険料率		
F又 P白	· 双			
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が	基準額×0.45		
第一段陷	市民税非課税	25 ,300円		
第2段階	同一世帯で、本人を含む世帯全員が市民税非課税で、前年 第2段階 中の課税対象となる公的年金収入額と前年の合計所得金額			
27 2 FXPH	の合計が80万円以下の場合	28 200円		
₩ > EU/JE	同一世帯で、本人を含む世帯全員が市民税非課税で、第1	基準額×0.70		
第3段階	・2段階以外の場合	39 400円		
77 A COUNT	ナーバナロ원北部원조 역 2 2 500%시시 6 수	基準額×1.00		
第4段階	本人が市民税非課税で、第1~3段階以外の方	56 400円		
第5段階	前年の合計所得金額が200万円未満	基準額×1 25		
	削牛の合計所侍並額が200万円木満	70 ,500円		
第6段階	☆ケック⇒に個 ク 類が200万円以上500万円+洪	基準額×1 50		
	前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満	84 ,600円		
フ F I I I I I	前年の合計所得金額が500万円以上	基準額×2.00		
第7段階	削牛の口引別待並領か200月戊以上	112 800円		

民健康保険 納税通知書を発送します

なお、

介護納付金として国に支払われま は医療費に充てられ、介護分は、

ま す。

被保険者証または納税通知

月1日以前生まれの方) の所得割 響を受ける被保険者 (昭和15年1 め公的年金等控除額の見直しの影 の急激な負担の増加に配慮するた

市内の金融機関及び郵便局にあり

町田市税口座振替申込書」

振替をご利用下さい。

書・通帳・通帳印をお持ちになり

金融機関等でお申し込み下さい。

ただいた後、手続きが完了するま

円)が適用されます。

等所得から特別控除 (19年度7万 額の軽減判定をする際、公的年金 額の算定および均等割額・平等割

護保険料の通知書をお送りしま一号被保険者) へ平成19年度介7月2日に65歳以上の方 (第

仮徴収と本徴収

なお、口座振替をお申し込みい

計が月割りで課税されます。 歳以上65歳未満の方の介護分の合

国民健康保険税のうち、医療分

いて 得をもとに算定しています。 従っ めにより賦課を行っています。 でに国保年金課で把握した前年所 までの手続き内容及び5月末日ま 【国民健康保険税納税通知書につ 今回の納税通知書は、5月末日 手続き日が6月以降の加入・ 町 II田市は、 地方税法の定

脱退や国保年金課で6月以降に把

した所得内容は反映されていま

平成18年度の地方税制改正によ

金融機関等の窓口でお支払い下さ れまでの間は、納税通知書により をお手紙でご連絡しますので、そ でに1~2か月を必要とします。 **【税制改正による保険税への影** 後日、口座からの引落し開始期

資格と課税について= 国保加

お問い合わせ先

国保年金課

付に必要な財源を、

65歳以上の方

に天引きしています。

今回決定した年間保険料額から

は仮徴収として2月と同額または

今年度の前半 (4・6・8月)

介護保険は、介護サービスの給

だく保険料のほか、40歳~64歳ま(第一号被保険者)が納めていた

納税について=納付係◎72 係 医療の給付について = 国保給付 係 · 2 1 2 5 724 · 2130

交付金、

国・都・市からの公費

す

なお、

仮徴収額に比べて後半の

民センター

銀行・郵便

局または市役所・各市

書により各納期限までに最寄りの

保険で負担する支払い基金からの での方 (第二号被保険者) が医療

翌年2月)の年金から天引きしま

本徴収として後半 (10月・12月・ 仮徴収分を差し引いた残りの額を

<u>1</u> 力をお願いします。 (税金)で賄っています (= 皆さんのお支払いになる保険料 保険料の納付にご理解、ご協 皆さんの介護を支えていま 表

仮徴収額を調整しています。 者となった方 新たに町田市の介護保険の被保険

れた方は、特別徴収の要件に該当 66歳になった方、新たに転入さ

保険料が増減する場合は、8月の

す。 は、登録され に介護保険が れた口座から各納期限 科を引き落とします。 ?の通知書が届いた方

で納めていただきま い合わせ下さい。 入している健康保険組合等にお問

(第二号被保険者)の (第二号被保険者)の れます。保険料額や計算方法は加 保険の保険料(税)として徴収さ 介護保険料は加入している医療

年度の賦課状況をもとに暫定的 納付書・□ 座振替による

特別徴収 :ならない方は、納付 納付(普通徴収)

なります。

る時点で改 天引きが開 で、その間

のてお知らせしますの 始されません。 開始す は納付書による納付と すぐには年金からの 階で、収入が生活保護基準以下な 等 (介護保険料段階が第1~3段

●生活が著しく困窮している場合

ることが必要です)

ど、各種要件をすべて満たしてい

していても、 者が失業などにより、収入が著し く減少した場合

問高齢者福祉課 [™]721 · 3110

談下さい。 ●災害により住宅等に著しい損害 ●世帯の生計を主として維持する 納めることが困難な場合にはご相

次のような理由で介護保険料を 保険料の減免